

平成27年度

官 庁 営 繕 関 係
予 算 概 算 要 求 概 要

平成26年8月

国土交通省大臣官房官庁営繕部

目 次

第1 平成27年度官庁営繕関係予算概算要求の概要

- 1. 基本方針 2
- 2. 予算の重点化 2

第2 主要要求事項

- 1. 防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等 4
 - (1) 地域と連携した防災拠点となる官庁施設の整備の推進 4
 - (2) 官庁施設の耐震化の推進 4
 - (3) 官庁施設の天井耐震対策の推進 4
 - (4) 官庁施設の津波対策の推進 6
- 2. 首都直下地震時の首都中枢機能維持に必要な電力の確保 7
- 3. 官庁施設の老朽化対策等 8
 - (1) 官庁施設の長寿命化 8
 - (2) 既存官庁施設の危険箇所、経年劣化が著しい部位等の解消 9
- 4. PFI手法の活用による官庁施設の整備 10
- 5. 官庁施設における木材利用の促進 11
- 6. 官庁営繕工事における円滑な施工確保対策 12

第3 平成27年度官庁営繕関係予算概算要求総括表

- 1. 平成27年度官庁営繕関係予算概算要求総括表 13
- 2. 「新しい日本のための優先課題推進枠」要望事項 13

<参考資料>

- (1) 官公庁施設の建設等における国土交通省の役割 14
- (2) 国家機関の建築物の概要 15
- (3) 官庁施設における耐震安全性の目標 16
- (4) 阪神・淡路大震災における被害事例 17
- (5) 東日本大震災における被害事例 18
- (6) 震が関団地一団地の官公庁施設の概要 19

第1 平成27年度官庁営繕関係予算概算要求の概要

1. 基本方針

官庁施設の整備については、老朽化した施設が今後増大していく中、既存施設の有効利用を図りつつ、災害に対する国民の安全・安心の確保等に的確に対応することが重要である。

このため、平成27年度の概算要求に当たっては、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等に備えた官庁施設の地震・津波対策を推進するため、防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化、首都直下地震時の首都中枢機能維持に必要な電力の確保等を図る。

また、既存官庁施設の危険箇所、経年劣化が著しい部位等の解消を図るとともに、安全により長く利用しトータルコストの縮減等を実現するため、老朽化の進行を防ぐ長寿命化事業を実施する。

2. 予算の重点化

官庁施設の地震・津波対策を推進するため、防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化、首都直下地震時の首都中枢機能維持に必要な電力の確保等を図ることや、官庁施設の老朽化対策等を推進することに重点を置き、メリハリのあ

国民の安全・安心の確保

【防災・減災、老朽化対策】

＜南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策等の推進＞

防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等

8,538百万円(1.00)

(1) 地域と連携した防災拠点となる官庁施設の整備の推進

大規模災害の発生に備え、地域と連携した防災拠点となる官庁施設の整備を推進するとともに、新たなまちづくり空間やにぎわいの創出等により、地域の活性化に積極的に貢献する。

(2) 官庁施設の耐震化の推進

建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない官庁施設及び災害応急対策活動の拠点としての所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保を図るとともに、防災機能の強化と災害に強い地域づくりを推進するため、総合的な耐震安全性を確保する。

(3) 官庁施設の天井耐震対策の推進

東日本大震災における天井脱落事故を踏まえ定められた技術基準に適合させるため、大規模空間を有する官庁施設の天井について、地震時の天井耐震対策を実施する。

(4) 官庁施設の津波対策の推進

津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

首都直下地震時の首都中枢機能維持に必要な電力の確保

2, 997百万円 (皆 増)

首都直下地震等による商用電力途絶時において、震が関地区の中央省庁の非常時優先業務等の継続に必要な電力を確保するため、自家発電設備の燃料槽の増設等を実施する。

<インフラ老朽化対策等のための戦略的な維持管理・更新の推進>

官庁施設の老朽化対策等

5, 072百万円 (1. 00)

(1) 官庁施設の長寿命化

既存官庁施設を安全により長く利用し、トータルコストの縮減等を実現するため、ハード対策、ソフト対策の両面から、官庁施設の長寿命化を図る。

(2) 既存官庁施設の危険箇所、経年劣化が著しい部位等の解消

既存官庁施設において、最低限必要な施設の性能を確保するため、危険な箇所、経年劣化が著しい部位等について、緊急的な改修等を実施する。

第2 主要要求事項

1. 防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等

(1) 地域と連携した防災拠点となる官庁施設の整備の推進

地方公共団体をはじめとする様々な関係者との連携の下、大規模災害の発生に備え、防災拠点となる官庁施設の整備を推進するとともに、新たなまちづくり空間やにぎわいの創出等により、地域の活性化に積極的に貢献する。

(2) 官庁施設の耐震化の推進

建築物の耐震化対策は政府全体の緊急の課題であり、このため、公共建築物については、中央防災会議決定や「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及びこれに基づく告示（平成18年1月25日）等により、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むこととされている。

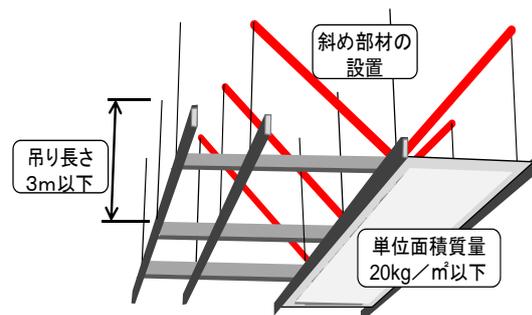
官庁施設については、災害応急対策活動の拠点施設となることや来訪者等の安全を確保する必要があることから、平成18～27年度の10年間で、耐震化率9割の達成を目標としている。このため、既存不適格建築物（耐震性能評価値1.0未満）の耐震化を行うとともに、災害応急対策活動の拠点施設としての所要の耐震性能（Ⅰ類1.5、Ⅱ類1.25）を確保するための耐震化を行う。

耐震化対策に当たっては、構造体のみならず、外壁・建具などの建築非構造部材及び建築設備を含む建築物全体として、総合的な耐震安全性を確保するための整備を実施する。

(3) 官庁施設の天井耐震対策の推進

東日本大震災においては、大規模空間を有する建築物において天井が脱落した事案が多数生じたことから、建築基準法施行令が改正されるとともに、技術基準（特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件）が定められた。

この技術基準に適合させるため、大規模空間を有する官庁施設の天井について、地震時の天井耐震対策を実施する。



【官庁施設の天井耐震対策（イメージ図）】

参考資料

【平成27年度末の耐震化の目標】

- すべての既存不適格建築物（耐震性能評価値1.0未満）について建築基準法に基づく耐震性能を確保
- 全体では官庁施設の耐震基準を満足する割合が少なくとも9割（面積率）

【官庁施設の耐震化の状況】

区分	公表施設	耐震化済施設【官庁基準】	
		平成25年度末	率(面積)
I類	約245万㎡（159棟）	約203万㎡（119棟）	83%
II類	約216万㎡（933棟）	約189万㎡（841棟）	87%
III類	約308万㎡（1,561棟）	約284万㎡（1,466棟）	92%
合計	約770万㎡（2,653棟）	約676万㎡（2,426棟）	88%

(注) 国土交通省が整備等を所掌する国家機関の建築物のうち災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等について、平成18年～平成20年に耐震性の現況及び今後の耐震化の目標を公表。

【官庁施設における耐震安全性の確保】

災害対策基本法における行政機関の区分に基づき、官庁施設の防災上の機能及び用途に応じて施設を3つ（I、II、III類）に分類し、それぞれ必要な耐震性能を規定している。

耐震基準値	耐震安全性の目標	対象施設
1.5 (I類)	大規模地震後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設等 【指定行政機関：内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省 等】 【指定地方行政機関等：管区警察局、地方厚生局、地方農政局、経済産業局、地方整備局 等】
1.25 (II類)	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設（I類に属するものを除く）等 【指定地方行政機関等：沖縄総合事務局、機動隊、航空交通管制部、海上保安部 等】
1.0 (III類) 建築基準法相当	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所 等】

災害応急対策活動拠点

(4) 官庁施設の津波対策の推進

津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

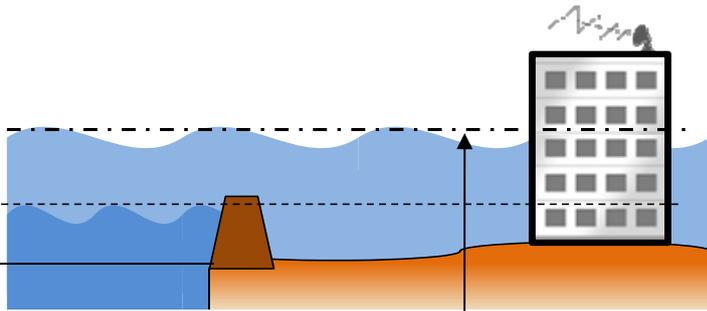
官庁施設の機能確保の考え方

<津波高さの設定>

最大クラスの津波
▼ (レベル2) の高さ

比較的発生頻度の高い津波
▼ (レベル1) の高さ

▼ 平均海面



比較的発生頻度の高い津波
(レベル1) に対する目標

最大クラスの津波
(レベル2) に対する目標

施設利用者の安全確保を最優先とし、津波の収束後に各機関の業務の早期再開を可能とする。

施設利用者の安全確保を最優先とし、災害応急対策活動を可能とする。

○業務の早期再開に必要な機能の確保

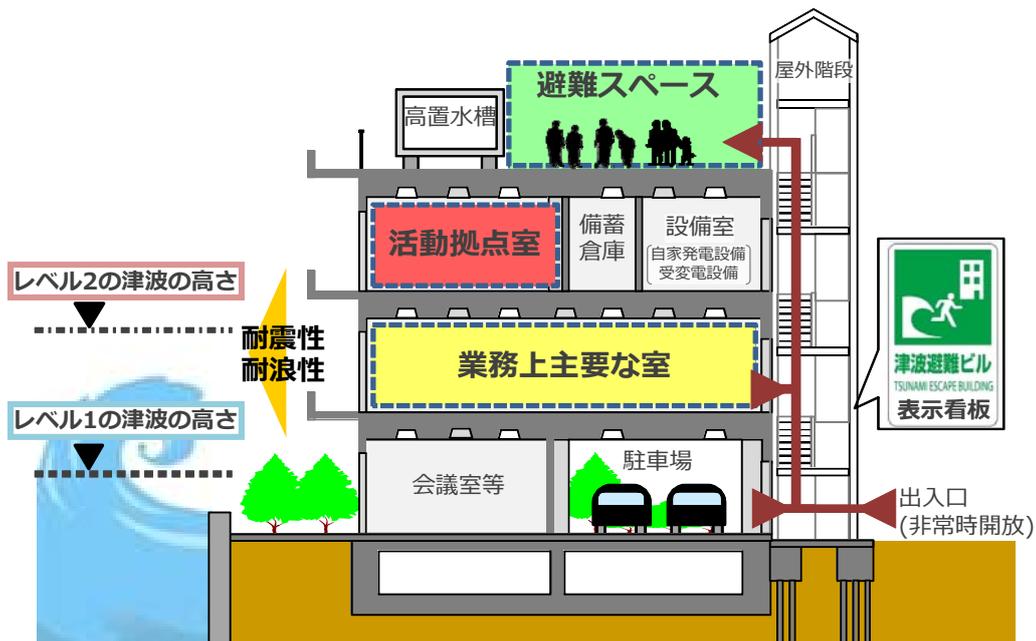
- ・業務上主要な室の機能確保
- ・水防設備の確保

○津波避難施設の機能確保

- ・避難経路の確保
- ・避難場所の機能確保

○災害応急対策活動に必要な機能の確保

- ・電力・通信の機能確保
- ・水の確保
- ・活動拠点の確保

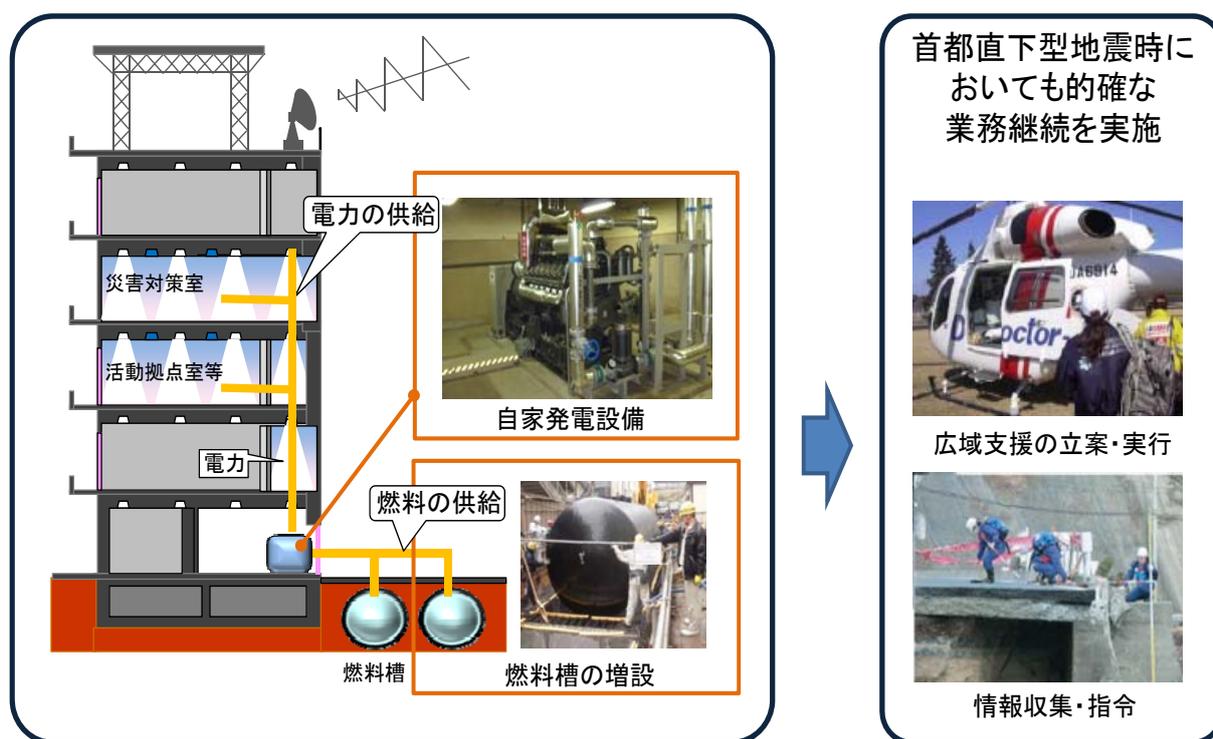


【官庁施設の津波対策 (イメージ図)】

2. 首都直下地震時の首都中枢機能維持に必要な電力の確保

「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月閣議決定）においては、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、業務継続体制を維持する必要があることから、中央省庁の官庁施設の耐震化、物資の備蓄、電力・情報通信等の確保等の執務環境を確保するものとされている。

これを踏まえ、首都直下地震等による商用電力途絶時において、震が関地区の中央省庁の非常時優先業務等の継続に必要な電力を確保するため、自家発電設備の燃料槽の増設等を実施する。



【首都直下地震時の首都中枢機能維持に必要な電力の確保（イメージ図）】

3. 官庁施設の老朽化対策等

「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）においては、高度成長期以降に集中的に整備された社会資本が急速に老朽化することが見込まれ、厳しい財政状況下において、トータルコストの縮減・平準化を進めるため、戦略的に維持管理・更新を行うことが重要とされている。

官庁施設についても、同時期に多くの施設が整備されており、現在、築後30年以上を経過したものが4割を超え、今後、大規模修繕や大型設備機器の更新が増えるため、官庁施設の老朽化対策を計画的かつ効率的に推進していく必要がある。

このため、既存官庁施設を安全により長く利用し、トータルコストの縮減等を実現するため、老朽化の進行を防ぐ長寿命化事業の実施（ハード対策）、効果的・効率的に機能維持するための保全指導の実施（ソフト対策）の両面から、官庁施設の長寿命化を図る。

また、既存官庁施設の危険箇所、経年劣化が著しい部位等の解消を図る。

(1) 官庁施設の長寿命化

①官庁施設の長寿命化事業の実施

膨大な官庁施設ストックを効果的・効率的に機能維持するためには、各国家機関の必要機能と建築物の保有性能の組合せを最適化し、地域における官庁施設群として有効活用することが必要である。

このため、一定地域内の国家機関の建築物を対象として策定される施設整備計画について、施設の更新や官署の組替えなどの整備手法のみを組合せる従来の方式を見直し、新たに老朽化の進行を防ぐ長寿命化の整備手法を加えた中長期の整備計画とすることにより、計画的な長寿命化事業を実施する。

長寿命化事業の主な改修内容	
躯体の保護	(例) 外壁、屋上防水、建具
防災設備の劣化防止	(例) 消火設備、火災報知設備
建物ライフラインの劣化防止	(例) 給排水設備、受変電設備

膨大な官庁施設ストックを効果的・効率的に機能維持し、トータルコストの縮減を図る

②官庁施設の適正・計画的な保全の徹底等

官庁施設を安全により長く使うためには、各省各庁の施設管理者による適正かつ計画的な保全を徹底する必要があるとともに、施設の運用を含めた総合的な対策を講じなければならない。

このため、新たに運用を開始した「官庁施設情報管理システム (BIMMS-N)」の活用及び個々の官庁施設の劣化状況、利用実態等を把握・蓄積・共有化する「施設カルテ」を作成し、施設の運用上の提案等を行うことにより、各省各庁の施設管理者による官庁施設の適正かつ計画的な保全の推進を図る。

(2) 既存官庁施設の危険箇所、経年劣化が著しい部位等の解消

既存官庁施設において、来訪者等の安全の確保と行政サービスの円滑な提供に最低限必要な施設の性能を確保するため、危険な箇所、経年劣化が著しい部位等について、緊急的な改修等を実施する。

【危険箇所の例】

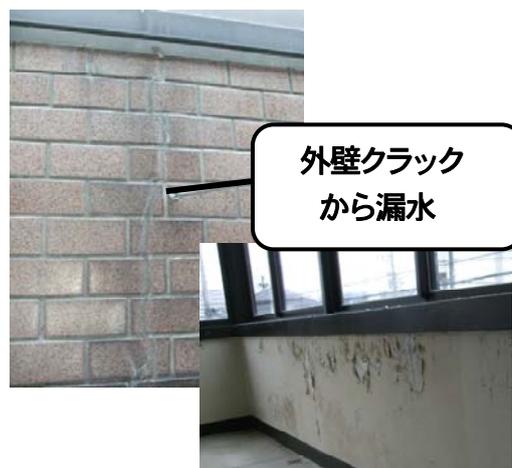
天井板の落下



〔天井内配管からの漏水により天井が落下し、配管改修が必要〕

【経年劣化の例】

外壁クラックからの漏水



〔外壁クラックからの漏水により、外壁改修、内部改修が必要〕

4. P F I 手法の活用による官庁施設の整備

民間の資金・経営能力等のノウハウを活用し、低廉で良質な公共サービスの提供と民間の事業機会の創出を図るため、P F I 手法の活用による官庁施設の整備を実施する。

【P F I 手法の活用による官庁施設整備の事例】



【中央合同庁舎第8号館】

中央合同庁舎第8号館整備等事業

建設地 : 東京都千代田区永田町1丁目
事業期間 : 平成21～平成35年度
施設完成 : 平成26年3月

5. 官庁施設における木材利用の促進

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）により、官庁施設についても、率先して木材利用に努めることとされている。このため、エントランスホール、会議室等の内装の木質化を行い、木材利用の促進を図る。

【構造体に木材を利用した施設の事例】



横浜植物防疫所つくばほ場(事務・検査棟)



神戸税関境支署(車庫棟)

【内装に木材を利用した施設の事例】



東雲合同庁舎(エントランスホール)



札幌南税務署(エントランスホール)

6. 官庁営繕工事における円滑な施工確保対策

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の改正趣旨を踏まえ、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、引き続き円滑な施工確保対策を実施する。

目的

- ◆ 現在及び将来の公共工事の品質確保
- ◆ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の推進

官庁営繕工事における円滑な施工確保対策の主な取組

- ◆ 実績要件の緩和、等級・地域の拡大
- ◆ 現場条件や実勢価格を適切に反映した積算
 - ・ 施工条件明示の改善
 - ・ 僅少工事の単価補正
 - ・ 積み上げによる共通費の補正
 - ・ 見積活用方式の採用
 - ・ 地域外労働者等確保経費の精算
- ◆ 工事管理の効率化
 - ・ 適切な発注ロット設定
 - ・ 工事書類の簡素化
- ◆ 応札時の負担軽減
 - ・ 入札情報提供方法の工夫
 - ・ 業界説明会の開催
 - ・ 総合評価の二極化

情報提供・相談受付

- ◆ 各省各庁、地方公共団体へ対策の内容を情報提供
- ◆ 関係業団体へ対策の内容を説明
- ◆ 公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を実施
 - ・ 地方整備局等の「公共建築相談窓口」による相談受付

第3 平成27年度官庁営繕関係予算概算要求総括表

1. 平成27年度官庁営繕関係予算概算要求総括表

(単位：百万円)

区 分	平成27年度 要求・要望額	うち 「新しい日本のための 優先課題推進枠」	前 年 度 予 算 額	対前年度 倍 率
	(A)	(B)		
(一般会計)				
官庁営繕費	20,630	2,997	17,633	1.17
庁舎整備	8,141	0	5,137	1.58
施設特別整備	10,925	2,692	11,228	0.97
設計監理費等	1,564	305	1,268	1.23
(財政投融资特別会計 (特定国有財産整備勘定))				
特定国有財産整備費	17,971	0	22,983	0.78
合 計	38,601	2,997	40,616	0.95

- (注) 1. 上記のほか、PFI事業の金利の支払い等に必要な経費として1,107百万円(前年度1,213百万円)がある。
 2. 特定国有財産整備特別会計については、特別会計改革に伴い一般会計に統合されており、平成21年度以前の特定国有財産整備計画に基づき実施される既往の事業(未完了事業)は、当該事業が完成するまでの間、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定において経理を行うこととされている。

2. 「新しい日本のための優先課題推進枠」要望事項

(単位：百万円)

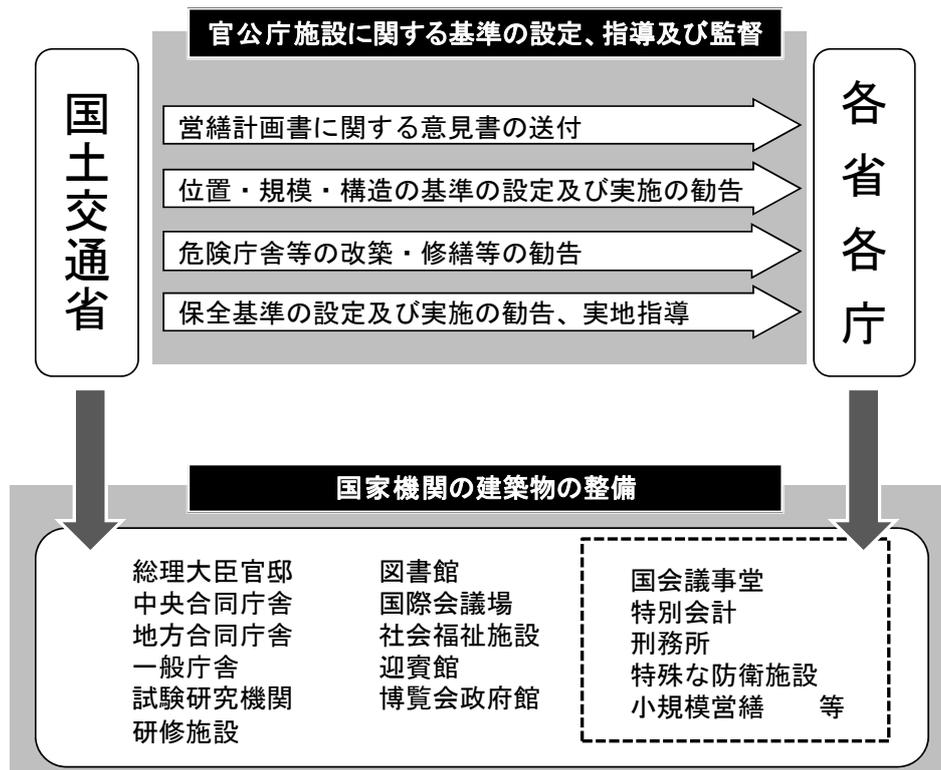
項 目	概 要	平成27年度 優先課題推進枠 要望額
Ⅲ. 国民の安全・安心の確保		
(1) 防災・減災、老朽化対策		
○南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策等の推進	首都直下地震時の首都中枢機能維持に必要な電力の確保	2,997
合 計		2,997

<参考資料>

(1) 官公庁施設の建設等における国土交通省の役割

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）に基づき、

- 各省各庁の事務庁舎など、国家機関の建築物の整備を行う。*
- 各省各庁の長から送付される営繕計画書に対する意見書を送付する。
- 位置・規模・構造の基準の設定及び実施の勧告を行う。
- 危険庁舎等の改築・修繕等の勧告を行う。
- 保全の基準の設定、勧告、実地の指導を行う。

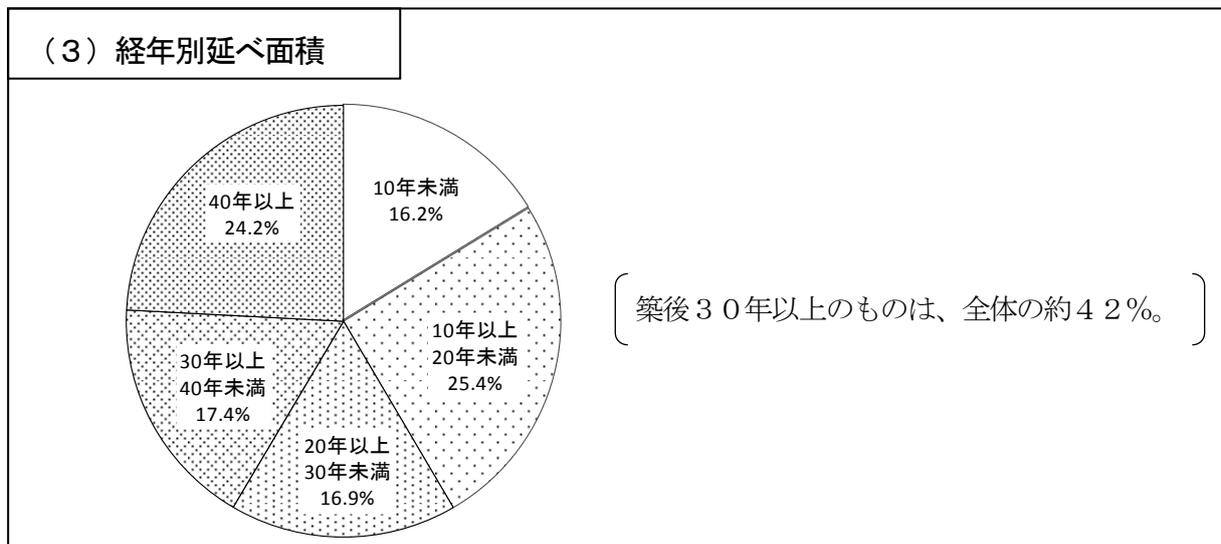
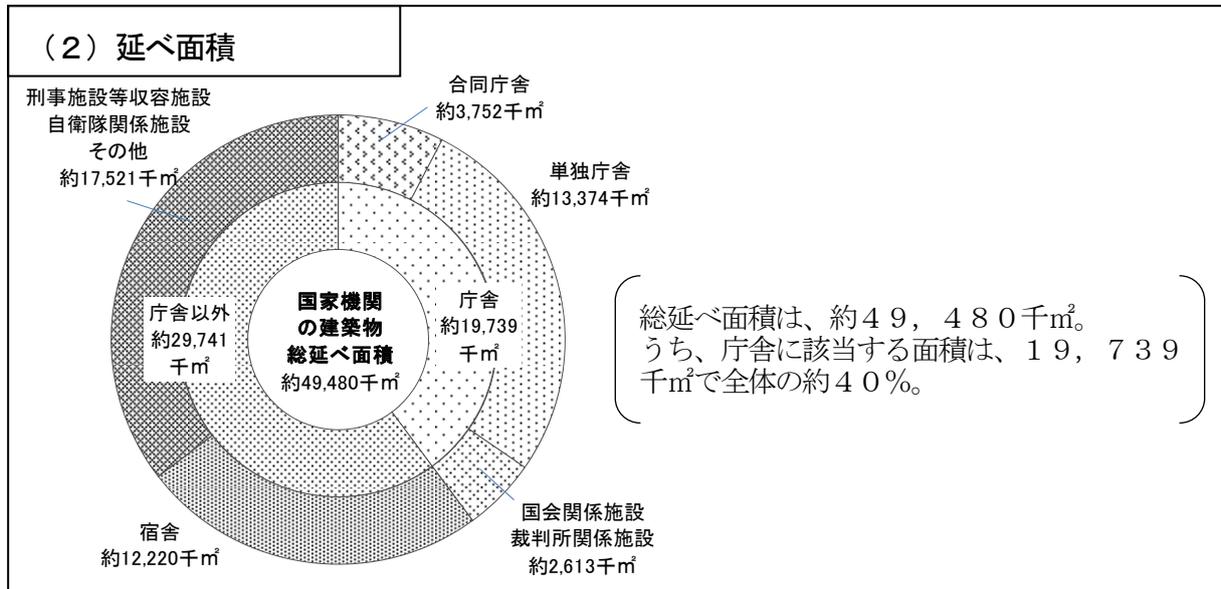
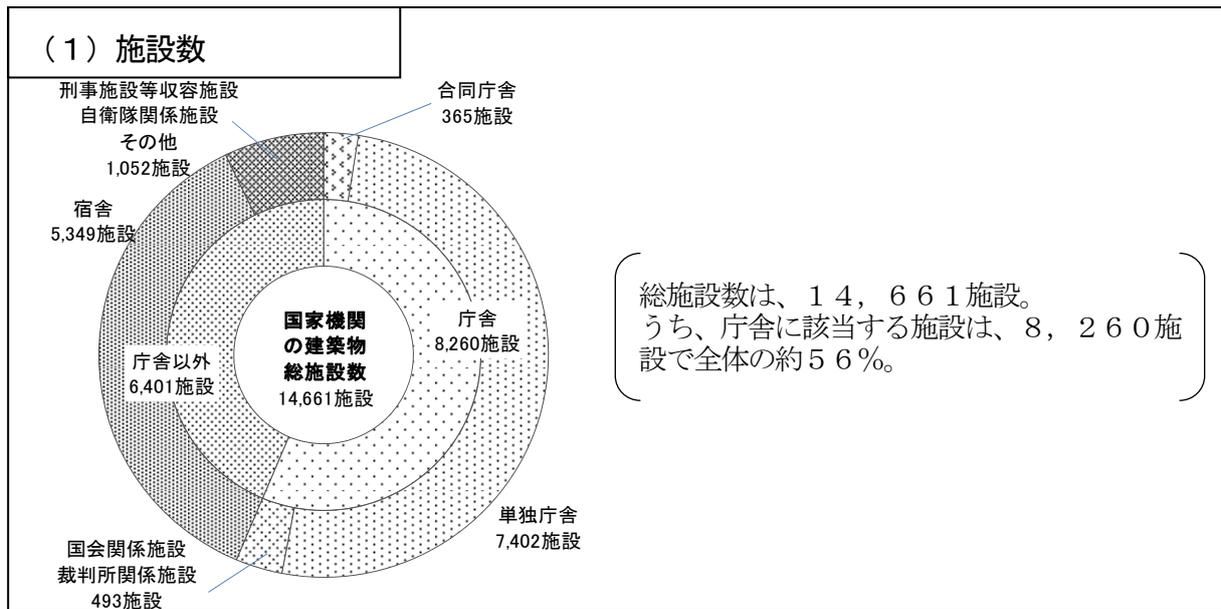


※官公庁施設の建設等に関する法律（抄）

第十条 国費の支弁に属する次に掲げる営繕及び建設並びに土地又は借地権の取得は、国土交通大臣が行うものとする。

- 一 一団地の官公庁施設に属する国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設（第三号イ、ロ及びへに掲げるものを除く。）
 - 二 合同庁舎の営繕及びその附帯施設の建設（第三号イ、ロ及びへに掲げるものを除く。）
 - 三 前二号に掲げるもの並びに国土交通大臣の所管に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設のほか、次に掲げるもの以外の建築物の営繕又は附帯施設の建設
 - イ 衆議院議長又は参議院議長の所管に属する議事堂の営繕及びその附帯施設の建設
 - ロ 特別会計（東日本大震災復興特別会計を除く。）に係る建築物の営繕及びその附帯施設の建設
 - ハ 受刑者を使用して実施する刑務所その他の収容施設の営繕及びその附帯施設の建設
 - ニ 復旧整備のための学校の営繕及びその附帯施設の建設
 - ホ 防衛省の特殊な建築物の営繕及びその附帯施設の建設
 - へ 建築物の営繕及びその附帯施設の建設で、一件につき総額二百万円を超えないもの
 - 四 第一号又は第二号に掲げる建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びに国土交通大臣の所管に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設に必要な土地又は借地権の取得
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により国土交通大臣以外の各省各庁の長が行うことを相当とする建築物の営繕若しくは附帯施設の建設又は土地若しくは借地権の取得については、当該各省各庁の長が国土交通大臣と協議してこれを行うことができる。

(2) 国家機関の建築物の概要



※すべての国家機関の建築物を対象とする（公有及び民有建築物の借用等を除く。）。

※複数の建築物が1敷地内に所在する場合は、1施設として計上する。

※平成26年7月現在国土交通省調べ。

(3) 官庁施設における耐震安全性の目標

災害対策基本法における行政機関の区分等に基づき、官庁施設の防災上の機能及び用途に応じて施設を分類し、それぞれ必要な耐震性能を規定している。

○構造体の耐震安全性の目標

耐震基準値	耐震安全性の目標	対象施設
1. 5 (Ⅰ類)	大規模地震後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設等 【指定行政機関：内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省 等】 【指定地方行政機関等：管区警察局、地方厚生局、地方農政局、経済産業局、地方整備局 等】
1. 2.5 (Ⅱ類)	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設（Ⅰ類に属するものを除く）等 【指定地方行政機関等：沖縄総合事務局、機動隊、航空交通管制部、海上保安部 等】
1. 0 (Ⅲ類) 建築基準法相当	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所 等】

災害応急対策活動拠点

○建築非構造部材の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
A類	大規模地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害応急対策活動拠点
B類	大規模地震により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

○建築設備の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
甲類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	○災害応急対策活動拠点
乙類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

(4) 阪神・淡路大震災における被害事例

○建築基準法に基づく耐震性能を満たしている施設の被害事例

【神戸第2地方合同庁舎の被災状況】



〔柱が破断するなど構造体が損傷し、機能の復旧に時間を要した〕



内部の被災状況

神戸第2地方合同庁舎
(第五管区海上保安本部、神戸地方法務局他)
建物完成 : 昭和60年5月
震度 : 7
(平成7年1月17日 阪神・淡路大震災)
被災前の耐震性能
・耐震性能評価値 : 1.01
応急復旧日 : 平成7年1月30日
本格復旧日 : 平成9年3月20日

○建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない建物の被害事例

(総務省消防庁のホームページより引用)



事務所ビル1, 2階の崩壊



店舗1階柱の圧壊

(5) 東日本大震災における被害事例

○天井落下の被害事例



ホール天井の脱落

(建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説から引用)

○津波による被害事例



くん蒸庫(右)が車庫(左)に衝突



事務室浸水

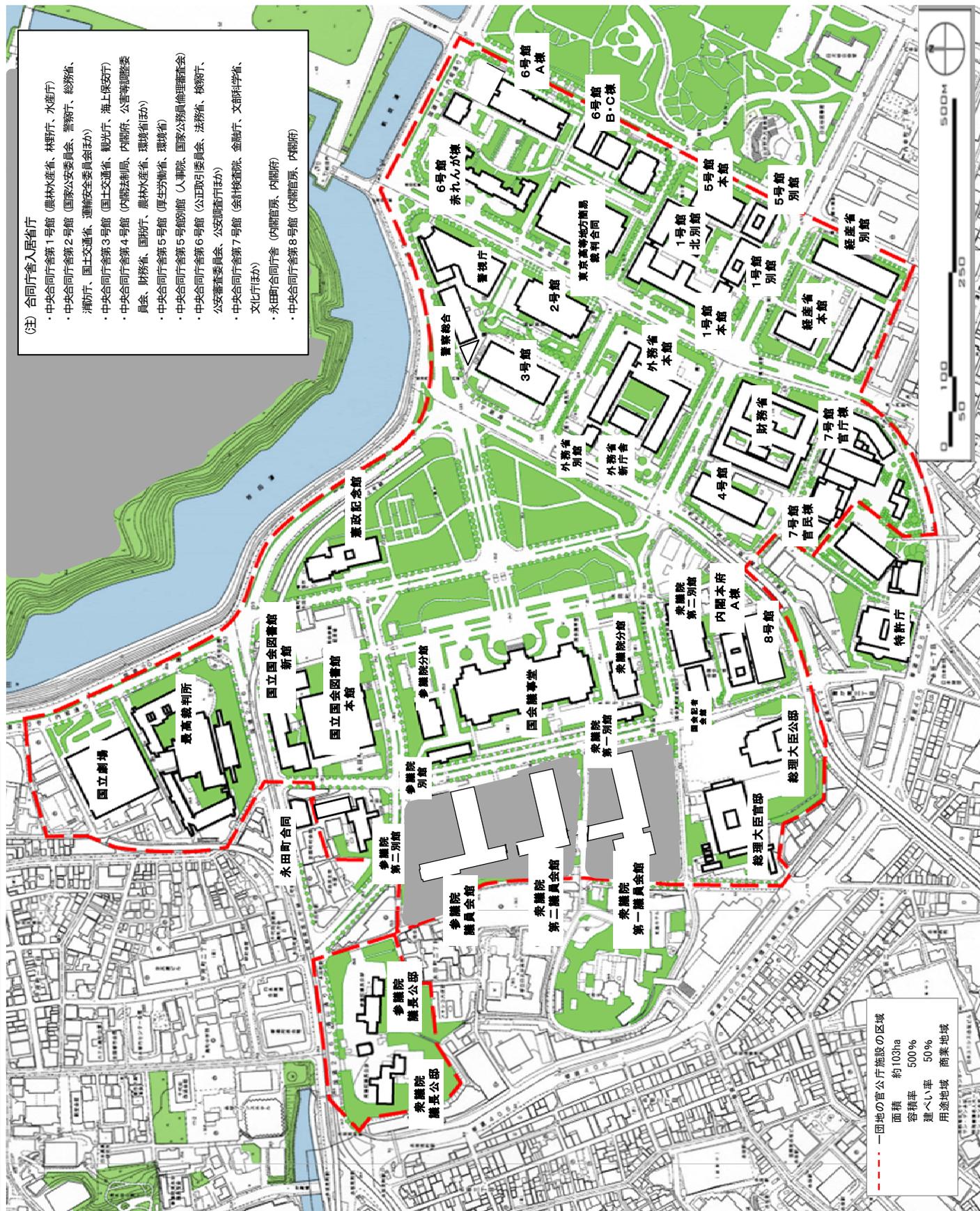


庁舎周囲の地盤流出



建物基礎が露出

(6) 震が関団地一団地の官公庁施設の概要



(この冊子は、再生紙を使用しています。)